

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和七年七月二十九日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年六月二十八日奈良県指令建第一一四―一一号

令和六年十一月二十九日奈良県指令建第一一四―一一―一号

令和七年六月二十日奈良県指令建第一一四―一一―二号

令和七年七月十日奈良県指令建第一一四―一一―三号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年七月十八日建第一〇五二四号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

天理市櫛本町六四番一、六五番一、六六番一、六七番一、六八番、六九番一、七〇番一、七一番一、七二番、七三番一、七四番、七五番一、七六番、七七番、七八番、七九番及び八〇番一並びに上総町二三番、二三番、二四番、二五番及び二六番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区天満一丁目二五番一七号

日動電工株式会社 代表取締役 石浦竜次

一 許可番号

令和六年六月七日奈良県指令建第一一二―二〇五号

令和七年六月二十七日奈良県指令建第一一二―二〇五―一号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和七年七月十八日建第一〇五二五号

公共施設に関する工事の検査済証 令和七年七月十八日建第六〇二八号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市地黄町四七番一、四七番二の一部、四七番三、四七番四、四七番五の一部、

四八番、五〇番四、五九番二及び六〇番

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

京都市中京区烏丸通錦小路上ル手洗水町六七〇番地

株式会社ハウズドゥ・ジャパン 代表取締役社長 市田真也

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 檀原市地黄町四七番二、四七番三、四七番四、四八番、五〇番四、五九番二及び六〇番の各一部

公園 檀原市地黄町五九番二及び六〇番の各一部

下水道 檀原市地黄町四七番二、四七番三、四七番四、四八番、五〇番四、五九番

二及び六〇番の各一部

水路 檀原市地黄町四七番二及び六〇番の各一部